

広島県告示第百五十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和八年二月二十六日

広島県知事 横 田 美 香

告示番号	平成二十九年広島県告示第五百十八号		
所在地	広島県広島市佐伯区湯来町大字伏谷地内		
土砂災害警戒区域	区域の名称	八幡川支川（五〇六九）	土石流
	の自然現象類	の自然現象類	の自然現象類
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	八幡川支川（五〇六九）	土石流
	の自然現象類	の自然現象類	の自然現象類